**１－２　対象製品の見直しについて**

資料３

１　答申の内容

|  |
| --- |
| ＜答申p.11～14＞* 原料となる循環資源について法令によりリサイクルが義務付けられ、製品の利用促進の仕組みがあるものについては、図２に示すリサイクルに関する循環資源の流れの①、②、③を満たしている。このような製品は、認定制度がなくても、他の仕組みによりリサイクルや製品の利用が進むため、認定制度による支援の必要性が低いと考えられる。

図２* 原料となる循環資源について回収・リサイクルを促進する仕組みが法令により義務付け・促進されており、かつ、製品の利用を促進する仕組みがあるものについては、回収・リサイクルや製品の利用を促進する仕組みの状況とともに、実際のリサイクル製品の利用の状況を確認して、最終的に認定制度による支援の必要性について判断することが適当である。
* コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を原料とする再生舗装材については、回収・リサイクルや製品利用の仕組みが整備され、実際にリサイクル製品が利用されており、新材品との競合がない状況になっていること等から、認定による支援の必要性が低くなっており、対象品目としての取扱いを見直すことが適当である。
* 認定制度の対象品目としての取扱いを見直した結果、認定の対象製品の範囲が変わる場合、現在認定を受けている事業者に対し、以下のような配慮が必要である。
	+ 当該事業者及び製品の使用者等の関係者に対し、見直しの趣旨等の周知を幅広く行うといった移行措置を十分に行うこと。
	+ 認定制度を活用している事業者の間で認定時期のずれによる不公平が生じないような経過措置を設けること。
 |

２　対象製品の見直し

（１）現在の認定製品に係る「質の高いリサイクル」の実施状況

・対象製品の見直しにあたり、現在認定されている製品について、見直しの要件である
「原料となる循環資源の回収・リサイクル促進の仕組み」の状況を表１－２－１、
「製品の利用促進のしくみ」の状況を表１－２－２に取りまとめた。

・２つの要件の両方に該当する品目は、「３　再生舗装材」のみであった。

表１－２－１　認定製品の原料となる循環資源のリサイクル状況

| 分類番号 | 品目名 | 製品数 | **法令により義務付け** | **法令等により促進** | 定めなし |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 3 | 再生舗装材 | 84 | 72 | (85.7％) | 11 | (13.1％) | 1 | (1.2％) |
| 6 | 工業用繊維製品 | 1 | 0 | (0.0％) | 0 | (0.0％) | 1 | (100.0％) |
| 9 | 衛生用紙 | 9 | 0 | (0.0％) | 9 | (100.0％) | 0 | (0.0％) |
| 10 | タイルブロック | 47 | 0 | (0.0％) | 0 | (0.0％) | 47 | (100.0％) |
| 12 | 紙製の事務用品 | 10 | 0 | (0.0％) | 10 | (100.0％) | 0 | (0.0％) |
| 13 | 包装用の用紙 | 3 | 0 | (0.0％) | 3 | (100.0％) | 0 | (0.0％) |
| 15 | 廃木材・間伐材・小径材などを使用した木製品 | 25 | 0 | (0.0％) | 0 | (0.0％) | 25 | (100.0％) |
| 16 | 再生材料を使用したプラスチック製品 | 45 | 0 | (0.0％) | 22 | (48.9％) | 23 | (51.1％) |
| 17 | 再生材料を使用した建築用製品 | 5 | 2 | (40.0％) | 0 | (0.0％) | 3 | (60.0％) |
| 18 | ガラス製品 | 20 | 0 | (0.0％) | 19 | (95.0％) | 1 | (5.0％) |
| 19 | その他 | 21 | 0 | (0.0％) | 1 | (4.8％) | 20 | (95.2％) |
| 総計 |  | 270 | 74 | (27.4％) | 75 | (27.8％) | 121 | (44.8％) |

※備考:平成26年度第３回資料３を改変。

()内の数値は、各項目の製品が、当該品目の製品総数に占める割合。

■は、見直しの要件に該当する項目の製品の割合が、当該品目の製品総数の80％以上である品目。

表１－２－２　認定製品の利用促進の仕組みの状況

| 分類番号 | 品目名 | 製品数 | **仕組みあり** | 仕組みなし |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 3 | 再生舗装材 | 84 | 72 | (85.7％) | 12 | (14.3％) |
| 6 | 工業用繊維製品 | 1 | 0 | (0.0％) | 1 | (100.0％) |
| 9 | 衛生用紙 | 9 | 0 | (0.0％) | 9 | (100.0％) |
| 10 | タイルブロック | 47 | 0 | (0.0％) | 47 | (100.0％) |
| 12 | 紙製の事務用品 | 10 | 0 | (0.0％) | 10 | (100.0％) |
| 13 | 包装用の用紙 | 3 | 0 | (0.0％) | 3 | (100.0％) |
| 15 | 廃木材・間伐材・小径材などを使用した木製品 | 25 | 0 | (0.0％) | 25 | (100.0％) |
| 16 | 再生材料を使用したプラスチック製品 | 45 | 0 | (0.0％) | 45 | (100.0％) |
| 17 | 再生材料を使用した建築用製品 | 5 | 0 | (0.0％) | 5 | (100.0％) |
| 18 | ガラス製品 | 20 | 0 | (0.0％) | 20 | (100.0％) |
| 19 | その他 | 21 | 0 | (0.0％) | 21 | (100.0％) |
| 総計 |  | 270 | 72 | (26.7％) | 198 | (73.3％) |

※備考：表１－２－１と同じ。

（２）品目「３　再生舗装材」について

・一般的な再生舗装材には、再生加熱アスファルト混合物や再生骨材などがある。

・現在の認定制度にて、品目「３　再生舗装材」で認定対象としているのは「コンクリート塊、アスファルト塊・コンクリート塊リサイクル資材」を素材としている製品である。
その他、一般的な再生舗装材の素材としては、汚泥や鉄鋼スラグなどが挙げられる。

（３）コンクリート塊等を素材とする再生舗装材の取り扱いについて

・品目「３　再生舗装材」にて認定を行っているコンクリート塊を素材とする再生舗装材について、見直しの要件への該当性を整理した。

（答申）

原料となる循環資源について回収・リサイクルを促進する仕組みが法令により義務
付け・促進されており、かつ、製品の利用を促進する仕組みがあるものについては、回収・リサイクルや製品の利用を促進する仕組みの状況とともに、実際のリサイクル製品の利用の状況を確認して、最終的に
認定制度による支援の必要性について判断することが適当である。

素材であるコンクリート塊等は、

①建設リサイクル法によりリサイクル
が義務付け

②「再生舗装材」の利用を、
国・府等は指針等によって義務付け

③実際に再生材を幅広く利用

①

②

③

・実際のリサイクル製品の利用の状況を確認するため、府都市整備部で実施された工事等における利用状況を確認した。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 再生加熱アスファルト混合物利用率 | 100％ | 100％ | 100％ | 93.0％ | 99.0％ |
| 再生骨材等利用率 | 100％ | 100％ | 100％ | 100％ | 98.8％ |

※大阪府環境白書「大阪府の事務事業における環境負荷データ」
「環境マネジメントシステムの環境目標達成状況」

・最新(平成26年度)の利用状況は、以下のとおり。

* 再生加熱アスファルト混合物利用率※は99％
* 再生骨材等利用率は100％

　　　　※：再生材が商品化されていないポリマー改質アスファルト等を使用する工事を除く。

（４）対象品目の見直し

・認定要領別表１・分類番号「３」・品目「再生舗装材(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊リサイクル資材)」については、建築リサイクル法等により回収・リサイクルや製品利用の仕組みが整備され、最新の利用状況データにて実際にリサイクル製品が利用されていること等から、認定制度における対象品目としての取り扱いを終了する。

⇒品目「３　再生舗装材」は欠番とする(交付済みの認定証の修正が必要となるため)。

・汚泥や鉄鋼スラグ等を素材とする再生舗装材については、回収・リサイクルの仕組み
が確立していないことから、引き続き認定の対象とすることとし、分類番号「17」・品目「再生材料を使用した建築用製品」に『再生舗装材』の項目を設ける。

・その他の品目については、現在、見直しの要件に該当するものがないため、引き続き
本制度にて支援を続ける。今後、要件に該当する状況となった場合、部会で見直しに
ついて審査する。

３　見直しに係る対応

（１）見直しの趣旨等に係る周知(案)

・見直しの趣旨等に係る周知について、以下のとおり実施する。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 方法 |
| 当該品目の登録事業者 | ・個別に説明 |
| 当該品目の使用者である府工事発注部局及び府内自治体 | ・改正時に見直しについて文書により通知・建築リサイクル説明会等を利用して説明 |
| 府民等 | ・ウェブページ、PRチラシ及びイベント等を活用して説明 |

（２）認定事業者に対する経過措置(案)及び施行時期

・認定制度を活用している事業者の間で認定時期のずれによる不公平が生じないよう、
経過措置を設けるとともに、新制度の運用開始時期を以下のとおりとする。

* 制度改正後に周知期間を設けることとし、平成27年度第２回募集は現制度
　　どおり受付する(認定期間は３年)。また、募集期間を通常より長く設定する等
　　の対応をとる。
* 平成28年度第１回製品募集時より新制度を運用することとし、品目「３」に
　　該当する製品の新規受付を行わない
　　(再申請のみ受付)。
* 再申請された製品については、申請時期に関わらず、認定期間を平成31年２月
　　末までとする(３年間としない)。

図１－２－１　経過措置(案)の概要

　　　　　 周知期間

制度改正↓

H27.6月 10月　 11月 H28.3月 10月・・・・・・H30.10月 H31.3月

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 製品A(認定中) |  | 　 |  | 　 |  | 再申請 |  |  | 終了 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 製品B(H27第1回新規) |  | 申請 | 認定 |  |  |  |  | 再申請 | 終了 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 製品C(H27第2回新規) |  |  |  | 申請 | 認定 |  |  |  | 終了 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 製品D(H28第1回新規) |  |  |  |  |  | × | × | × |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 製品E(上記以降、新規) |  |  |  |  |  |  | × | × |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

参考：認定期間…平成27年度・第１回募集→募集H27.6.、認定H27.10.～H30.9.末

平成27年度・第２回募集→募集H27.11.、認定H28.3.～H31.2.末

平成28年度・第１回募集→募集H27.6.、認定H28.10.～H31.9.末